

旭川市手話施策推進会議 公募委員募集

再公募

募集期間 令和8年10月28日（水）～11月27日（金）

手話は、手指や体の動き、表情を使って表現する、ろう者の言語です。手話は言語であることを市民の皆様に理解していただくことにより、さまざまな分野で手話によるコミュニケーションができるよう施策を推進し、ろう者を含む全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、「旭川市手話言語に関する基本条例」が平成28年7月1日に施行されました。

◆ 「旭川市手話施策推進会議」の役割

手話に関する施策の推進及び実施状況について検証等を行います。

ろう者、手話通訳者、学識経験者、その他市民委員等を含めた10人程度で構成されています。



↑
「旭川市手話施策推進会議」
のページはこちらです。

◆ 委員の任期

令和8年12月上旬（予定）から令和10年10月31日まで

※公募委員の欠員発生に伴う再公募となります。

◆ 募集人数

1人

◆ 委員報酬

会議1回の出席につき、7,700円（所得税等を源泉徴収します。）を支給します。

会議の年間開催回数：2回（平日の夜間に開催）

応募の詳細は裏面をご覧ください



◆ 応募資格

- ①手話に関心がある18歳以上の方（令和8年11月1日現在）
- ②旭川市内に居住している方又は通勤・通学している方
- ③本市の附属機関や懇談会等に3つ以上就任していない方
- ④本市の市議会議員及び職員でない方

4つの要件を全て
満たす方が対象です

◆ 応募方法

- ① 応募用紙に「必要事項」と「応募動機（800字程度）」を記載し、次のいずれかの方法でご提出ください。

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階

【持参】 【郵送】

旭川市福祉安心部障害福祉課

【FAX】

0166-29-6404

【E-mail】

syougai Fukusi@city.asahikawa.lg.jp



↑
「附属機関等の公募委員の募集」
のページはこちらです。

- ② 募集期間

令和8年10月28日（水）～11月27日（金）【必着】

※提出いただいた書類は返却いたしません。

※持参の受付

10月30日（金）までの平日は午前8時45分から午後5時15分まで

11月2日（月）から11月27日（金）までの平日は午前9時から午後5時まで

◆ 選考方法

- ・ 応募者が募集人数を超えた場合は、選考委員会で応募書類をもとに選考します。
- ・ 他の附属機関や懇談会に、委員又は参加者として参加している合計数が少ない方を優先して選任します。
- ・ 選考結果は、応募者全員に書面で通知します。

問合せ先

旭川市福祉安心部障害福祉課 電話 0166-25-6476 FAX 0166-29-6404

E-mail syougai Fukusi@city.asahikawa.lg.jp

